

昭和48年香川県公告第71号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

令和6年3月29日

香川県知事 池田豊人

次の表の変更前の欄に掲げる内容を同表の変更後の欄に掲げる内容に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>1 (1) 略 (2) 指定区域</p> <p>坂出市のうち、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき定められた特別地域の一部の区域、都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画区域内の用途地域（<u>令和6年坂出市告示第43号</u>による変更後のものをいう。）、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき定められた国有林の地域別の森林計画の林班番号47の区域及び内閣府所管の国有地（陸上自衛隊国分台演習場及び陸上自衛隊善通寺駐屯部隊射撃場用地）を除いた区域</p> <p>その関係図面は、香川県農政水産部<u>農業経営課</u>に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>1 (1) 略 (2) 指定区域</p> <p>坂出市のうち、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき定められた特別地域の一部の区域、都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画区域内の用途地域（<u>平成21年坂出市告示第49号</u>による変更後のものをいう。）、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき定められた国有林の地域別の森林計画の林班番号47の区域及び内閣府所管の国有地（陸上自衛隊国分台演習場及び陸上自衛隊善通寺駐屯部隊射撃場用地）を除いた区域</p> <p>その関係図面は、香川県農政水産部<u>農政課</u>に備え置いて縦覧に供する。</p>